

居宅介護支援費の算定に係る特定事業所集中減算の取扱いについて

制度の仕組み

平成18年4月からの法改正により導入された制度で、指定居宅介護支援事業所が前6月間に作成したケアプランにおいて、各居宅サービスについて正当な理由なく特定の事業者の割合が80%を超えた場合、当該事業所が担当している全ての利用者の居宅介護支援費から、1人につき月200単位を減算するというもの。

- 判定期間：【前期】3月～8月 【後期】9月～2月
- 減算適応期間：【前期適用期間】10月～3月 【後期適用期間】4月～9月

1 具体的な計算式

当該居宅サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数

÷ 当該居宅サービスを位置付けた居宅サービス計画数

※紹介率最高法人…訪問介護サービス等それぞれについて、最もその紹介件数の多い法人

2 算定手続き

算定の結果、紹介率最高法人の「割合」が80%を超えた場合については、前期は令和6年9月13日（金）までに、以下の①～⑤を記載した書類（様式1、様式2）を高松市長に提出しなければならない（様式1・2の内容を網羅していれば、別の様式を利用して差し支えない）。なお、80%を超えなかった場合についても、各事業所で当該書類を作成し、5年間保存しなければならない。

- ① 判定期間における居宅サービス計画数
- ② 各居宅サービスのそれぞれが位置付けられた居宅サービス計画数
- ③ 各居宅サービスのそれぞれの紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数、並びに紹介率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名
- ④ 算定方法で計算した割合
- ⑤ 算定方法で計算した割合が80%を超えた場合であって、正当な理由がある場合においては、その正当な理由

3 「正当な理由」について

- ① 指定居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に、特定事業所集中減算の対象サービスとなる指定居宅サービス事業所が、サービス種類ごとにみた場合に5事業所未満であるため、特定の事業者に集中していると認められる場合。
- ② 利用者の日常生活圏域内（事業所所在市町が作成した介護保険事業計画において定める日常生活圏域をいう。）に、特定事業所集中減算の対象サービスとなる指定居宅サービス事業所が、サービス種類ごとにみた場合に2事業所以下であるため、特定の事業所に集中していると認められる場合。

- ③ 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数（当該指定居宅介護支援事業所において給付管理を行った件数）が20件以下である場合。
- ④ 判定期間の1月当たりの特定事業所集中減算の対象サービスとなる居宅サービスを位置付けた居宅サービス計画件数が、サービス種類ごとにみた場合に10件以下である場合。
- ⑤ 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合。
- ⑥ サービスの質が高いこと等による利用者の希望を勘案した結果、特定の事業者に集中していると認められている場合で、次に該当する場合。
 - 1) 特定事業所加算やサービス提供体制強化加算等を算定する事業所であることを理由に利用者が希望した結果と認められる場合。（特定事業所加算やサービス提供体制強化加算等が利用者負担を伴うため、実質的には加算が取れる体制にはあるが、加算を届けていない事業所も含む。）
 - 2) 指定居宅介護支援事業所が、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該事業所における通常の事業の実施地域内等の指定居宅サービス事業所に係るサービスの内容、利用料等の情報を備え、利用者及び利用者の家族に対して適切に提供し、その情報に基づいて利用者が事業所を選択した結果と認められる場合。